

富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条例第 号）

富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例（令和2年富士市条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「重度開発届出」を「重度開発又は土地の改変事業の届出」に改める。

第1条中「をいう」の次に「。以下同じ」を、「重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加える。

第2条第7号を同条第9号とし、同条第6号中「重度開発」を「重度開発等」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加え、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 土地の改変事業 森林地内の伐採跡地を次のいずれかに該当する事業(当該事業に供した後、森林の用途に供するものに限る。)に供することをいう。

ア 富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成22年富士市条例第25号)

第2条第2号に規定する土地の埋立て等を行う事業(森林機能を保全するための事業を除く。)

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

(5) 重度開発等 重度開発又は森林法第10条の2に規定する開発行為の許可が必要な土地の改変事業をいう。

第5条第2項中「重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加える。

「第2節 重度開発届出」を「第2節 重度開発又は土地の改変事業の届出」に改める。

第7条第1項中「重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加え、同条第3項第3号中「500平方メートル未満」の次に「又は土地の改変事業を行う面積が1ヘクタール以下」を、「おいて重度開発」の次に「又は土地の改変事業」を加え、「行われていない事業」を「行われていないもの」に改める。

第22条第1号中「重度開発」を「重度開発等」に改める。

第25条中「これを重度開発しようとする」を「当該森林地において重度開発等を実施しようとする」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正後の富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第4号に規定する土地の改変事業であって、当該事業の実施に係る主たる免許若しくは許可を受けたもの又は許可の申請若しくは届出をしたものについては、新条例第7条から第24条までの規定は適用しない。